

**第 55 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議
会議概要**

日 時	令和 7 年12月15日（月） 10時00分～12時00分
開催場所	横浜市庁舎18階 みなと6・7会議室
出席者	大原委員長、中村副委員長、岡田委員、小堤委員、音田委員、小泉委員、有泉委員、仁木委員、山根委員、田村委員、和久井委員、太田委員、国分委員、森田委員（14名）
欠席者	渡邊委員、柴崎委員、高橋（明代）委員、高橋（敬太郎）委員、松村委員、八木委員、板橋委員、水野委員（8名）
開催形態	
議題等	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)次期福祉のまちづくり推進指針素案について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)大型ベッド基準化に係る市民意見募集の実施について</p> <p>3. 報告</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)「合理的配慮の提供」に関する資料について</p> <p>4. その他</p>
決定事項	
資料・特記事項	<p>資料 1 次期福祉のまちづくり推進指針の検討について</p> <p>別紙 1-1 次期福祉のまちづくり推進指針 原案</p> <p>別紙 1-2 次期福祉のまちづくり推進指針 原案（別冊）</p> <p>資料 2 大型ベッド基準化に係る市民意見募集の実施について</p> <p>別紙 2-1 意見公募要領（案）</p> <p>別紙 1-2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則及び施設整備マニュアルの一部改正について（案）</p> <p>資料 3 「合理的配慮の提供」に関する資料について</p> <p>別紙 3-1 「合理的配慮の提供」に関する資料</p> <p>参考資料 1 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿・席次表</p> <p>参考資料 2 〔閲覧用〕現ふくまちガイド</p> <p>参考資料 3 〔閲覧用〕現ふくまちガイド（実践編）</p> <p>参考資料 4 「合理的配慮の提供」に関するチェックリスト</p>

第 54 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議議事概要

■ 議事：

(1) 次期福祉のまちづくり推進指針素案について

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

（資料 1、別紙 1 - 1、別紙 1 - 2 を説明）

大原会長

ご質問、ご意見があればお願いしたい。

太田委員

意見をたくさん出し、事務局には大変な作業をしていただき、謝意と敬意を表したい。もう修正は求めないと思っていたが、どうしてもという思いがあり、発言する。

一点目、結果的に非常に前進的で発展したものとなっている。良い形で改善されて大変良かったと思う。しかしどのような点が改定されたのかが目立たない。本編の表紙裏に、推進会議一同として文章があるが、「共生」「人権」「多様性」「社会モデル」といった「」書きの用語を下線を引くか太字にするなど、ここが改定のポイントであることが目立ってわかるようにしたらどうか。

二点目として、共生社会が前に出て、社会モデルも前の方に出て重要性を表している構成になっており素晴らしい。5 ページに、随分改良された社会モデルについての記載があり、説明に関しては何も言うことはない。しかし私自身、だいたい個人モデル、医療モデルが擦り込まれている人間なので、別冊の具体的な展開例については、まだ社会モデルの徹底化に関しては少し鈍い部分があるかと思う。もしかしたらさらに改良を加える必要があるかもしれない。細かに見ると、まだ一般的なルールやマナーを守って、社会的弱者を困らせないようにしようというトーンが残っている感じがする。ここでは人権がポイントとなり、社会的不公平を解消するために、バリアを生むような人の意識を含むさまざまな環境を調整する方向で、さらに文書を見直す必要もあるかなと思う。

少し離れるが、今後、次の改定までの間に、軽微な文言の改定など、事務局等の判断で必要だということが起きた場合、その処理がどうされるのかを伺いたい。私の案としては、委員長、副委員長、事務局のご判断で、改定するのも一つかなと思う。

さきほど話があった、ぎりぎりまで意見を出したのは私で、別冊 31 ページの知的障害・発達障害・精神障害の記載事項に関して、数日前に送らせていただき申し訳なかった。今回の改定案に関しては私として異存はない。ありがとうございました。

以上が今回の改定事項に関するものだが、今後の改定に向けて留意いただきたい内容について述べたい。

一つ目は、市民活動に関する記載だ。私の住んでいる南区では、地域力の推進ということをやっているが、各区でも取り組んでいると思うし、横浜市としても市民活動は大変応援していると思う。市役所の 1 階には、市民活動を推進するような部課もある。NPO も含む市民活動と、この『ふくまち』に関することは、一致はしないが、かなり重なる部分はあると思う。今後、町内会とか自治会以外でも、地域活動の一環で、市民活動も含めて考えると良いと思う。

2 番目は、前回も話したが、子どもたちに関する啓発・理解・推進が重要だと思っていることだ。学校教育と『ふくまち』を重ねる取り組みは、有意義だと思う。今後とも、教育委員会、学校と連携して、福祉教育、人権教育、多文化共生の教育等々をさらに進めてほしい。また、併せて、その成果や課題を、具体的に例として挙げるといいと思う。また、大学と連携して、今後の取り組みを

取り上げていくことも視野に入れると良いのではないか。

3点目だが、ここには多くの事業者のかたがたも委員として参加している。事業者の取り組みで、良い効果を上げているもの、取り上げてほしいものもあるのではないか。参加している関係事業者の取り組みも、ぜひ生かしてほしい。

4点目、最後だが、合理的配慮の話が出たが、基礎的環境整備の上に立って、合理的配慮をきちんとやるのが基本だと思う。基礎的環境整備の重要性は指摘されている。重要なのは、制度、法令だと思う。市の行政として、この制度、法令をよりいいものとしていくことを打ち出したらどうか。この『ふくまち』づくりに関しては、必要なことについて部局間の連携を強めるとか、制度の改良に努めるとか、当たり前なことだが、あえて書くことも検討してほしい。

大原会長

まとめて、かなり具体的な方向性に関してご提案いただいたのは大変ありがたい。最初の、今回の改定の要点をはっきりさせることに関しては、フォントとか字体の表現とか、図などで表現する上での強調点だとか、これから先、デザインでもかなり重要な役割になると思うので、ぜひ、配慮してほしい。この指針として基本線は変わってないと思うが、今回、何が変わったのかが皆さんに伝わるように、強調したい点をはっきりできるといいと思う。

それからもう一つ、アクションの内容が、若干不十分ではないかということかと思う。現実的にいろいろな事例がそれほど取り込めなかったと思うが、これに関してはどうか。今、思い付いたことだが、例えば、事例編に関しては、5年間で1回ではなく、その都度いろいろな事例が起きてくると思うし、それをきちんと取り上げて評価する。例えばホームページにあげて、アクションの例を増やす形で充実させていく。冊子体のものを改訂するのは作業も大変かと思うので、とにかく加えていく。5年に一度といわず、常に新しい参考になる事例を上げていくのは、重要なことと思った。それは事務局で考えていただければいいかなと思う。

その他、今後の取り組み方に関してもいろいろご指摘があったので、ぜひ参考にしてほしい。事務局からは今の意見に対して何かあるか。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

大原委員長が言われたように、冊子を改訂するのは、現実的に難しい部分があるので、今後の推進会議等に出てきた事例をホームページ上に追加するのはあり得る話かと思う。

太田委員から、5年間で軽微な修正が発生した場合はどうするのかという話も、冊子を修正、更新するのは難しい。本当に大本が違ふとか、変わるなら、5年間の予定を中間で見直すのはあり得ると思うが、軽微な修正は、冊子を見直すまで至らない。事例を追加するのはありかなと思う。

小泉委員

すごくたくさん申し上げて、事務局のかたがたには大変な苦勞をさせて申し訳なかった。最終版を見たが、まだ、社会モデルに振り切っていないと感じられる。横浜市は社会モデルの視点に立って進めることを反映させた、ということだが、「求められています」「社会モデルはこういう考え方で」という紹介はたくさんあるが、「横浜市は社会モデルで進めます」と言い切っていない気がする。言い切れない理由があるのか。太田委員が言われたように、最初の所で、社会モデルでやるということを強調すればまだ違ってくるのかなと思う。

あともう二つある。あらゆるところで、「みんなが」とか、「誰もが」とか、「障害のある人もない人も」という表現があるが、機能障害のない人でも、バリアーがあったときに能力障害、困りごとの原因となる障害が起きて困る、という記載がどこにもない。体に不自由のない人は、庇護する側

の人として、表現されている。誰もが担い手であって、誰もが障害に見舞われるという記載がない。「自分ごととして」と書いてあるが、これは、自分が助ける人という自分ごとであって、体の不自由がない人も、障害で困ることがあるということが、読み取れない。今から変えられないかもしれないが、その視点が入ってないと、社会モデルの冊子にならないのかなと思う。

もう1点、アクション編の横断歩道の所だが、信号の合図が変わったことが分からないのは、私たちが目が見えないからではなく、信号機が目が見えるのが当たり前の仕組みになっているからだ、ということをしっかり取り入れていただき、感謝している。安全を守るべき信号だが、目が見える人しか守ってなくて、目が見えない私たちには安全を担保されてない仕組みが信号だと思っている。ただ、スクランブル交差点の所の表現だが、スクランブル交差点は、見える人には、ここは歩車分離式だとか、スクランブルだとかの文字情報があるのだと思うが、それも一切、私たちに伝えられていない。車の動きで信号の変わり方を推測せざるを得ない私たちにとっては、歩車分離の所だと、横の車が発車したら赤でも私たちは渡る。でも、車の運転者は、ここは歩車分離だから人が渡ってくるはずがないと思って運転をしているので、視認を一生懸命していても、誰かが渡ってくると思っているのとは、まるで違うと思う。ここは情報が伝わっていないということが、視覚障害者に現地で伝えられていない、という表現に変えてもらえたら、もっと正確になると思う。

大原会長

社会モデルに振り切っていないというのは、そういう印象を受けてしまうということのようだ。どの程度修正できるか分からないが、横浜市としても社会モデルの考え方に基づいているということは、強調することである程度対応できると思う。横浜市では、という一言が入るだけでだいぶ違う。

小泉委員

「求められています」でなく、「こういうふうにやります」と書けないかなと思う。

大原会長

その言葉を書きいただければと思う。2点目が、みんなが、誰もがというような言葉で書かれているが、どんな人でも参加できる社会というような書きぶりがほしかったのではないかなと思う。具体的にここを直すと改善されるという提案がうまく出せると良いが。

小泉委員

出したが、なかなかそれは難しかったみたいだ。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

横浜市が社会モデルの考えでやっていくというのは、14ページの行政のアクションのところでご指摘をいただいた。そのご指摘を踏まえて、「横浜市は、共生社会の実現に向けて、制度や仕組みを整え、その方向性を示す役割を担います。社会モデルの考え方を踏まえた『横浜市福祉のまちづくり条例』に基づき、施設や設備の整備といったハード面の対応に加え、教育や啓発活動などのソフト面からの働き掛けも重視し、制度と意識の両面から福祉のまちづくりを推進していくことが求められます。」という形で表現を加えた。多分、最後の「求められます」という所を、「推進していきます」というように、はっきりと書いたほうが良いというご指摘かなと思う。そこは委員の皆さまからのご意見を踏まえて、また調整させていただきたい。

もう1点、「自分ごととして」は、事前にご意見いただいていた。本体の4ページ、共生社会に向けたみんなのまちづくりということで、今回の指針の考え方、位置付けを書いている所の最後の文章で、「一人ひとりが自分ごととして福祉のまちづくりについて関心を寄せ、一つずつ行動を変えていくことが大切です。『ふくまちガイド』が、皆さんのはじめの一步につながることを願っています。

す。」というところだ。全体に反映させるというのは難しいので、この冒頭で一つ加えたが、これだけでは足りないというご意見かなとは思っている。

小泉委員

それだと、いわゆる健常者にも障害があるということには、つながりにくいとは思っている。

和久井委員

自分ごとという話だが、この冊子では、やはり障害者の障害に関して話をしている感じがある。小泉さんがずっと言われているのは、自分が住みやすいように世の中が対応されているから自分が住みやすいのだ、ということ、健常の人が感じるのではない、自分の周りの環境に障害があると感じられないということだと思う。この冊子では、健常の人が、自分には障害があるというのを感じることができないと思う。でも、ここに参加している全ての人には、生活していく中で本当は何かしらの障害がある。でも、環境が整備されているから、皆さんは不自由なく毎日を過ごすことができている、ということを書かないと、自分には関係ないというふうになってしまうのかなと。

小泉委員

そのとおりだ。

和久井委員

でも、いまさら、この冊子をそういう方向に直すのは難しいので、次の冊子を作るときに、その考えをベースに作っていったらいいのかなと思う。社会モデルという言葉も、多分、一般の人は知らないと思う。社会環境をより良くする社会モデルといくら書いてもきっと理解できない。この文章の説明だけでは、どんなに書いても、やっぱり障害者のことだとしか、理解しにくいと思う。『こどもリーフレット』のように、ワークをしながら、自分も周りの環境があるから不便がないというのを説明していかないと難しいと思う。

あと、これはデザインの方法で変わってくるのかなと思うが、(5ページに)「バリアーについて」と「社会モデルの考えについて」が書いてあるが、その下の枠の中に、また社会モデルの説明もあったりする。もしこの枠の中をトピックス的に書くなら、「個人モデルから社会モデルへ」とするなどして、もう少し社会モデルを分かりやすく伝えないといけな。社会モデルにしたいという気持ちが強いが、社会モデルが何なのか伝わらないと難しいのかなと、強く思っている。また、次回、冊子が作られるときに向けて、何年もかけてみんなで考えていったらいいかなと思う。

もう一つ、このデザインをきょう初めて見たが、ぱっと見は、すごくさっぱりした感じでいいなと思った。ただ、字が小さくなっているとは思。文字ばかりで読みたくないと思わせないようなデザインにしていただけたらと思う。

山根委員

4ページの自分ごとというところだが、確かにこの表現は、健常者が、自分ごととして受け止めたなさいという表記になっていると思う。そこを私なりの伝え方で伝えさせていただくと、健康な男の子がスキーで骨折して、2~3カ月、松葉杖で、いろんな社会のバリアーを感じたとか、手を骨折して、など、健康な方でもバリアーを感じる場面は多々ある。また誰もが高齢になって、動きが不自由になったり、足腰が弱くなってなかなか思うように動けなくなったときに、バリアーはたくさん感じる。そういうことで、自分も社会のバリアーを感じる状態があるかもしれないし、いずれは、感じる時期が来る、というように、自分ごとというのを短い言葉で表現できないかなと思った。

小泉委員

今、山根さんが言われたのは、全部、自分の体の機能が障害になるかもしれないということだ。

今、健康でもどこかの機能が損傷して、不自由になるかもしれない、高齢になったらみんな体がどこか不自由になる。体が不自由になったらバリアーを感じるというロジックだと思う。そうではなく、体が健常な状態でも、自分にとって使いやすい道具がなかったりするとき。例えば、ここに入ってくるドアは、右利き仕様だ。左利きの方は体をひねって入ってこなければならぬ。左利き仕様になってないところが多いから、左利きの方はかなり不自由な思いをして暮らしていると思う。また、例えば自分が必要な情報を得られないときは、健常の人でも困る。私は目が不自由だが、いろいろな電車の情報をよく知っていたりすることがある。乗り換えが分かりにくいところで、健常の方から、乗り換えの方法を聞かれたことがある。体が健常でも、自分にとって使いやすい道具や必要な情報、環境が整っていないとき、そこにはバリアーがあって、それが能力障害につながって困り事になる、その視点という意味だ。体の不自由が起きるということではない。

山根委員

分かりました。

有泉委員

話題を変えてしまう事務的な内容だが、『別冊もっともっとアクション編』の12ページ、アクセシブルな情報提供の事例の所で、触る地図、バリアフリー観光マップがあり、13ページのほうを携帯で検索すると、何とかたどり着けるが、12ページのほうは、NPO法人のホームページには行けるが、この凹凸のあるマップを見ようかと思うと、そのページが見当たりませんになってしまう。せっかくこういう事例を載せるならば、その最新の情報が分かるようにしないと、市民もかわいそうだと思う。市からそのNPO法人に、ホームページ更新しなさいとは言いにくいと思うので、少し工夫が必要かなと思った。

岡田委員

和久井さんと同じだが、このデザインは、今まで見てきたものより若干字が小さいので、そこだけ残念だと思ったが、すごくさっぱりしていいと思った。

自分ごとと、社会モデルについて考えているが、なかなか伝えるのに言葉がうまくいかない。私は、体に障害なく育ったが、娘は障害を持って生まれ、今まで気付かなかったことを気づくようになった。私は歩くのに何も思っていなかったが、この道路は車いすを押しづらいつか、道路ががたがたしていると、車いすやベビーカーが通れるように一部平ら所があるのでそこを通る。何も感じない人は普通にそこを歩いているが、私も娘がいなかったらそういう生活していたのかなと思う。娘が生まれてだいぶ変わった。今は、機能障害という言葉も理解できるが、なかなか言葉と状態を結び付けることは難しかった。この中で、それを全部説明するのは難しい。でも、いろんな意見をまとめてここまで作ってくださって、ありがたいと感じている。自分だけでは分からないが、使ってみて、通って見ないと分からないことがあることをお伝えしたかった。

田村委員

私は、今年度から参加して今回が2回目で、この委員になるに当たって、子どもの小学校の副校長先生とたまたま話しをする機会があり、この『ふくまちガイド』のことを知っているか聞いたら、社会福祉協議会が出しているのか、と逆に聞かれる程度の認識だった。前回の会議でも、周知はこれからの課題だという話だった。『こどもリーフレット』に関しても、学校では使用している状況がないということだったので、今どれだけ使われているのかも調査して、もっと活用する方法を検討していただけたらと思う。子どもの学校はすごく大きな学校で、学校に行かれなくなってしまう友達など、いろんなお子さんがいて、学校に入って初めていろんな問題があることを、子どもたちも

感じている。問題を抱えているお子さんも、自分だけじゃない、困っている人はたくさんいる、ということが分かって安心につながればいいと思うので、そういうところで活用すると良いと思う。

大原会長

大体、予定していた時間になってきた。文章を強調すべきところは強調し、市の責任や立場をもう少しはっきりさせるということは、若干言葉を工夫することで対応していく。

先ほどから議論が上がっていること、この指針が誰のためにあるのかということだが、『ふくまち』のことを思ってもみない、考えてもみない人たちは、まずこれを手に取らないだろうと思う。少し関心があったり、読んでみようかと思わない限り、ここにたどり着かない。そういう意味では、初級編ではあるが入門編ではないと思う。

自分ごととして捉えるという視点は、そう思ってもない人がそう感じてほしいということだと思う。そこはなかなか難しいが、私たちにできることを考えると、この推進指針は、ある程度のレベル、何らかの動機付けがあった人に対してのやり方、情報提供の仕方として機能させていくということ。つまり、少しでも関心がある人が、次に市民活動なり政策提案なりのアクションに結び付けていく役割がこの指針にはある。何も思ってもない人、考えてもいない人に理解してもらうのは、もう一方で進めている、子どもリーフレットに、役割を委ねたほうがいいのではないかと思う。

なので、この会議としては、一方で、この指針は初級・中級向け、アクションに結び付けていく人たち向けに作ったというところで、横浜の『ふくまち』の方向性やその理念をしっかりと伝えていく。それとは別に、広く普及すること、もっと分かってもらいたい人たちに分かってもらうための方法は同時に考えていく。リーフレットなどで、子どもにも分かりやすく、本当の導入、入門編のところを、考えて伝えていくことが必要だと思う。皆さんの意見全てをこの指針に含めるのは大変なので、推進会議としては、いろんな手を打っていくことが重要だと思う。

『ふくまちガイド』、この推進指針に関しては、先ほどの修正もあるが、基本的な方針として、そういう役割だと認識していただければ、これで進めていいのではないかなと思う。

仁木委員

冊子とは別に今後の方針について意見を出したい。『ふくまち』のこのパンフレットを知らない人が多いと思う。これを知るきっかけとして、例えば、防災の9月1日に、Yahoo!のアプリの防災ゲームのときに一緒にこれを出す。また神奈川県警察も、自転車のルール改正を広げるために、ゲームのアプリがある。子どもはそのどちらも興味を持って見る。『ふくまち』も何かゲームのように子どもが関心を持てるような方法を使って、少し関心を持ったら、パンフレットを紹介するなど、最初のきっかけづくりのために、ゲームを取り入れるのはどうか。

和久井委員

これを初級編に位置付けるのはいいと思う。一つの冊子で全ての人を対象に説明するのは難しいので、割り切って、これは初級編という位置付けにする。リーフレットという話も出ているが、子ども用リーフレットは小学生を対象にしているので、大人向けに入門編を新たに作ることを検討したら、すごく良いことだと思う。

Yahoo!の防災ゲーム、私もやったことあるが、結構、大人も楽しめる。『こどもリーフレット版』を汎用すれば、簡単に作れて面白いのではと思う。

大原会長

では一歩ずつ前進ということで、この『ふくまちガイド』に関しては、推進会議では、ほぼこの形で確定ということになる。宿題付きになったが、さらに普及のための方法は、引き続き、推進会

議でも考えていく。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

この原案で、きょういただいた意見を踏まえて、大きくは難しいが少し改善して、修正版はまた共有させていただき、それで確定という形にさせていただきたい。

普及について、アプリのゲームという提案をいただいた。すごく有効だとは思いますが、ノウハウも全くないのでどういうふうに取り組めばいいのかと思うが、宿題ということで承った。

（２）大型ベッド基準化に係る市民意見募集の実施について

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

（資料 2、別紙 2-1、別紙 2-2 を説明）

大原会長

これも専門委員会で何度か時間をかけて検討し、このような形でパブリックコメントをいただくという提案だ。質問があればお願いしたい。

仁木委員

質問だが、ベッドの大きさの基準が 150 センチ以上ということだが、今の状況はどのような感じか、教えてほしい。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

今回 150 センチ以上としているのは、成人が横になってもある程度収まるということと、メーカーが提供しているベッドの大きさから 150 センチ以上としている。現状、この大きさのベッドがあるトイレは非常に少なく、120 センチぐらいのところが多いという印象だ。120 センチだと、大人の方が横になっておむつを替えることも難しいので、より大きいベッドの設置を進めていく。

仁木委員

赤ちゃん専用のベッドはよく見掛けるが、このような大人専用のベッドは、どのような施設にあるのか。どれぐらいあるか数も教えていただけたらと思う。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

統計が出ているわけではないので数は把握していない。大型ベッドが入っている施設は少ないと思う。新しい大型の施設、新しめの官公庁の建物は、大型ベッドが入っている所はあるかと思う。昔からある建物には、ほとんどないという印象だ。ちなみに、市役所には大型ベッドは入っている。

太田委員

重なる質問だが、美術館は入っているのか。地区センター、ケアプラは公会堂と集会所のカテゴリーに入るのか。それから、駅やバスセンターは入るのか。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

これからの対象施設としてというご質問でよいか。

別紙の 2 の 2 の、(2)のイの所になる。地区センター、ケアプラザは、官公庁施設に入るか、もしくは集会所及び公会堂に入るかも知れない。ただ、駅は、今回は対象ではない。ここにあるように、官公庁施設、図書館・博物館・動物園・集会所・公会堂。医療施設、これは、無床診療所は除く。あとは、運動施設・劇場・展示場、大きな展示場とか劇場、映画館になると思う。あとは大きめの商業施設で、スーパー、食料品だけを売っているような所は、広さ的に対象にならない。ただ、医療品も含めて複合的に売っている商業施設は、これから対象にしていく考えだ。

大原会長

この議論の中で、私も気になっていたのは、実は駅などの鉄道関係だ。各地のバリアフリー基本構想を立てるときは、ほぼ必ずこの要望が出てくる。駅や公共交通で、大勢の人が利用する場所では、かなり今意識が高まって、要望も多くなっていると思う。もし鉄道関係で、最近、そういう議論があるとか、方針を立てていることがあれば、ご披露願えるか。

岡田委員

古い建物に大型ベッドがなくて困っているときに、駅に大型ベッドが設置されたトイレがあって助かったことが過去に何度もあるので、それは今後も広めていただけたら。エレベーターと一緒にだが、広めていただけたらありがたい。

大原会長

事業者さんは、特に情報はない、ということだが、今、本当に意識高まっているところだ。

和久井委員

公共交通機関では、鉄道の主要な駅にはあってほしい。羽田など、大きな土地がある空港にはある。駅全部には難しいかもしれないが、大きなターミナル的な駅にはほしい。ここで対象にしてないということは、市としては、公共交通機関には、別にいいということか。予算や土地の面などあると思うが、行政側からこうしようとしていかないと、改善するのは難しいと思う。運動施設や商業施設を対象としているのに、公共交通機関が入ってないのは、なぜか。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

専門委員会でもそういう話が出ていた。鉄道事業者から聞いている話では、駅という性質上、大型のベッドを置くと、中にこもってしまう人が結構あるので難しい、という考えの事業者もいるという。あとは、今回対象としては、建築物に対しての基準化の検討になる。駅舎や、公園などはまた別の議論になる。今回は建築物に対して意見が多かったというところでいったんは進めたい。

和久井委員

駅は建築物に入らないのか。駅は建物のようだが。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

条例規則の中で協議対象を建築物、道路、公園、公共交通機関の施設の4つに分けていて、公共交通機関の施設は、また別に整理している。

和久井委員

一つだけ、さっきの話で、鉄道会社が大型ベッドを置くことで、そこで休憩するから作らないというのは大間違いだと思う。お金や土地がないというそれ以前の問題で、モラルの悪い人がいるから大型ベッドは作らないというのは、理由にはならない。適正な利用をするように周知していきながら使うものだと思う。

有泉委員

意見公募要領で、皆さんにまず大前提として、新築もしくは用途変更とか、増築をする場合はこれが該当する、というのを書かないといけない。ここに書いてある用途は全て大型ベッドがつく、という誤解が発生すると思うので、その一文は入れたほうがいいと感じた。

大原会長

これに関しては、最初の一步、スモールスタートでだんだんと広がっていくということで、今、動いている部分で、横浜市が他の自治体に先駆けているような感じで、他市にも少し動きはあるが、まだ全国的には広がっていないと思う。その辺も評価していただきたい。それでは、これに関しては、この後、意見公募をして、実施に向けて進めていただく。

■ 報告：

(1) 「合理的配慮の提供」に関する資料について

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

（資料3、別紙3-1を説明）

太田委員

『ふくまちガイド』では、合意的配慮について文言を、平等性から公平性に変えていただいた経緯があると思う。これはどこかから多分、引用したと思うが、平等性よりも公平性のほうがよいのではないか。解釈にもよるが、平等性は同じ条件を担保する意味合いが強く、法律の場合には、条件はその人なりに違うが、同一の権利を担保すると捉えている人はいる。ただ、『ふくまちガイド』では、公平性にしていただいた。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

多分、『ふくまちガイド』でもこのご指摘があって、変更したと思う。それも確認して、基本的にそのトーンは合わせる形にしたい。

仁木委員

合理的配慮の提供に関するチェックリストがあるが、私の会社でもチェックリスト評価をやっている。逆に、利用者側のチェックリストの計画はあるのか、それともないのか。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

ここでのチェックリストは、建物を建てる時の手続きの段階で、合理的配慮をしっかりと理解した上で建物を建ててください、設計してください、という位置付けだ。合理的配慮や事前の環境準備はこうですよというのを、理解したとチェックしていただくものになる。

今の話は、その施設が運用面でどうかというところだと思う。実際の運用について行政は関与できないので、それは事業者や施設ごとになると思うが、やっているという話は聞いていない。

仁木委員

利用者側が認めている配慮にはずれがある。作る前にできるだけずれを減らしてほしいということはあるが、建てた後にずれが起きたときは、どうするか。利用者側とチェックリストの間でずれがないような方法があるといいと思う。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

チェックリストは参考資料4として付けている。事業者、施設ごとにこの中身を変えるものではなく、一般的な合理的配慮として、事業者の理解を進めるためのものだ。例えば商業施設を設計する場合は、結構、当てはまったりする。分譲マンションなどをつくる際にも事前協議を行い、同じように確認してもらおうが、ものによって当てはまるもの当てはまらないものが出てくる。

実際に利用者が、その施設を使って合理的配慮がされてるのかという視点とは少し違うので、ご理解いただきたい。

大原会長

このチェックリストも横浜市独自で開発したものだ。合理的配慮の提供は、情報提供など物理的にできないようなことは、建築を設計し、新築する場面では、なかなか書き込めない。それは、その都度、事業者が対応しなければいけないことだ。しかし、新しい建物を建てる時には、それを分かってもらわないと、バリアフリーということが伝わらない。

通常は、確認申請の段階、事前協議の段階で、設計者が手続きをするが、そのときに、事業者に

もこれを確認してきてもらう仕組みを導入した。そこが非常に画期的なことで、これから実績も上げていくと思う。ここを言うておけば、その後、実際に立ち上がった建物で、事業者が対応しなければいけないことに関しても、分かっているでしょう、と言えるということだ。

事業者サイドだけでなく、使う側から、合理的配慮の提供をお願いしますと言いましよう、ということ案内するガイドブックは、横浜市は出してるのか、というのが、先ほどのご質問に関連して私が聞きたいことだ。別の自治体での例だが、合理的配慮のことを説明したパンフレットで、表側から見ると、事業者側はこういう対応をしてください、反対側から開けると、利用者がこういうことに困ったときに事業者にこういうことを建設的対話として言ってください、という両面からの配慮がされた説明パンフレットを作った自治体がある。合理的配慮という言葉は、子どもに説明するのにどうしたらいいか分からないぐらい新しい言葉で、いろんな所で混乱が起きていると思うが、横浜市ではこの言葉の普及というか、理解に関してはやられているのか。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

障害者団体と協力してそういうものは作っているということだ。この場では準備がないが、『ふくまちガイド』の原案、修正版を、皆さんにお送りする際に、この資料もお送りさせていただく。

大原会長

ここでは福祉のまちづくりということで、物理的な環境整備、バリアフリーに関しての議論を中心にやってきたので、今日はその資料しかないかと思うが、合理的配慮の提供に関しては、周辺でいろんな資料が用意されていると思うので、その辺りも知らせていただければと思う。

小泉委員

合理的配慮という言葉が、バリアフリーにするっていう意味にも使われているのではないかと思う。今、大原先生が、バリアフリー提供のことと言われて、そんな気がした。タイトル自体が、合理的配慮の提供ではなくて、バリアフリーにするためのチェックリストということで、そのためにはまず環境整備が必要で、環境整備で追いつかないところが合理的配慮によって公平性を担保することではないかと思った。世間一般的にも、バリアフリーにすることと合理的配慮を提供することが混乱して使われていると確信した。中身を見ていると本当に合理的配慮のことをいっているが、言葉がちょっと混乱していると思う。

大原会長

今解決はできないが、その辺の周辺情報や、バリアフリー、環境の整備、合理的配慮の提供の関係性は、この推進会議でも知っておいたほうがいいと思うので、引き続き、その辺の考え方、概念、言葉の整理をお願いしたい。このチェックリストは、6月から事前協議の段階で運用されているのか。現場では何か混乱はないか。

事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）

先ほども少し触れたが、チェックリスト自体が普遍的、一般的なことを書いているので、事業主体や建てる建物によって該当しない項目も多い。それで事業者の方からは、「マンションだけどここチェックしなきゃいけないのか」とか、「これ出さなきゃいけないのか」という問い合わせは多い。この目的は、造るに当たってこれを守っていただくところもあるが、事業者に、合理的配慮の提供は、事業者がやらなければいけないことであり、合理的配慮は何か、ということを理解してもらうことだ。それを進めることも目的なので、どういうものを建てるについても、しっかり理解してチェックして提出してもらうよう運用している。それ以外大きな混乱はないと思う。

(以上)

